

第3章

健康・福祉～『健やかさ』をつなぐまちをめざして～

第1節 『健やかな』心と体をはぐくむ

施策の方針

市民一人ひとりの健康寿命*の延伸を図るため、世代に応じた健康教育を進めるとともに、健康づくりや健（検）診が受けやすい環境整備や仕組みづくりを進めます。特に、働き盛り世代の健（検）診を促進し、健康意識の向上を図ります。また、心の健康を保持するための早期相談やひきこもりに対する切れ目のない支援体制を構築します。

一方で、病気に見舞われても安心して生活を送ることができるよう、医療従事者の確保などによる地域医療体制の堅持に努めます。また、住み慣れた地域で適切な医療を受けるためには、地域の医療資源を市民自らが守り育てるという考え方が重要であることから、医療体制や受診の仕方など、地域医療に関する市民の理解を促進します。

施策の体系

第1節 『健やかな』心と体をはぐくむ

1 心と体の健康づくりを進める

- (1)健康づくりのための仕組みや体制の充実 (2)疾病予防対策の推進
(3)年代に対応した健康教育の推進 (4)心の健康づくりの充実

2 健康を守る基盤を堅持する

- (1)地域医療に関する情報提供とサービスの充実 (2)地域医療体制の確保

1 心と体の健康づくりを進める

現況と課題

平成26年に19歳から64歳までを対象に実施したアンケート結果によると、健康づくりに対する知識の習得や意識の変化が進んでいる一方で、それが行動の変化に結び付いていない傾向が見受けられます。

この年代は、総じて忙しい生活リズムの中で仕事が優先され、偏った食生活や運動不足などから肥満やメタボリックシンドローム*の割合が増加しています。一方で、若い女性は、BMI（体格指数）*18.5未満の「やせ」の割合が増加しています。

市民の死亡原因の第1位はがんであることから、がんの早期発見・早期治療のために、働き盛り世代のがん検診の受診促進が必要です。また、歯や口腔の健康面では、子どものむし歯は年々減少していますが、歯周病はどの年代においても増加傾向にあります。

地域コミュニティなどでは、健康推進員や食生活改善推進員、高齢者運動サポーターなどによる健康づくり活動が進められている一方で、高齢化の進行に伴い、高齢期の低栄養やロコモティブシンドローム*への対策が重要な課題となっています。

健康づくりは、自らの健康は自らが守るという認識の下、市民一人ひとりが主体的に取り組むことが重要であり、誰もが健康づくりに取り組みやすく、継続しやすい環境を整えるために、社会全体で健康づくりを支援する仕組みや体制づくりが求められています。

心の相談件数は増加傾向にあり、特に若年層のひきこもりやメンタルヘルス*不調に関する相談件数が増加していることから、心の健康を保持するための支援が必要です。また、平成27年12月に「ストレスチェック制度*」が施行されたことから、事業者との連携によるメンタルヘルス対策の推進が必要です。

本市の自殺死亡率は緩やかに減少していますが、依然として全国に比べて高い水準にあります。引き続き、関係機関と連携しながら早期相談の普及啓発と相談体制の充実とともに、世代に応じたうつ・自殺対策が必要です。

国民健康保険特定健診

(単位：％)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
特定健診受診率	48.7	48.8	48.6	48.9	49.8

【資料：特定健診法定報告】

主要施策の 基本方向

(1) 健康づくりのための仕組みや体制の充実《健康・元気・いきいき戦略》

健康づくりに取り組む地域づくりを進めるため、担い手の育成と活動への支援による健康づくり体制を充実します。また、かしわざき健康ポイント制度*の活用により、地域コミュニティや関係施設と連携した健康づくりを支援する環境を整備します。

関係機関と連携して、企業の健康経営*の普及に取り組むとともに、事業所単位での健康づくりの推進により、働き盛り世代に対する取組を支援します。また、社会的・経済的な要因や環境による健康格差*を縮小するための健康づくりに対する支援を強化します。

(2) 疾病予防対策の推進《健康・元気・いきいき戦略》

生活習慣病*予防やがんの早期発見などにつながる健（検）診の重要性について、一層の周知を図るとともに、個別検診や人間ドックの受入環境の整備を進め、健（検）診を受けやすい体制づくりに取り組みます。

また、企業や事業者、協会けんぽなどの各保険者との連携を進めながら、がん検診の受診状況の把握に努めるとともに、健（検）診後の保健指導体制を充実します。

(3) 年代に対応した健康教育の推進《健康・元気・いきいき戦略》

幼稚園・保育園や小・中学校との連携を図りながら、子どもと保護者に対する生活習慣病予防に関する知識の普及に努めるとともに、職域と連携した働き盛り世代の健康づくり、保健事業に取り組みます。

また、市民や地域、関係機関と協働し、食育、歯・口腔の健康推進、運動の習慣化などの取組を進めます。

(4) 心の健康づくりの充実

心の健康を保つため、ストレスへの対処法、心の病気予防や早期相談の大切さの普及啓発に取り組み、自身や周囲の大切な人の命を守る取組を進めます。また、職域におけるストレスチェック*の結果などに注視しながら、企業や事業者等へ心の相談窓口について周知を図り、早期相談を促します。

さらに、関係機関と連携しながら、ひきこもりに対する切れ目のない支援体制を構築します。

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
健康づくりを担う人材（健康推進員、食生活改善推進員、高齢者運動サポーター）数	790 人	817 人
国民健康保険特定健診受診率	48.9% （平成 26 年度）	60.0%
小学生の肥満傾向割合	8.3%	7.0%
自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）	27.4 （平成 27 年）	19.3 （平成 33 年）

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
健康増進計画推進事業	幼稚園・保育園・学校・地域・企業・関係団体等と連携した健康づくりの推進	市・地域・関係機関・事業者
健康増進事業	かしわざき健康ポイント制度*の実施 各種健康教育・健康相談・保健指導の実施	市・地域・関係機関・事業者
がん検診事業	がん予防の啓発及び各種がん検診の実施 無料クーポン券の配布	市
特定健康診査等実施事業	国保特定健診・特定保健指導の実施 結果説明会及びハイリスク者*保健指導の実施	市
歯科保健事業	歯周病検診・歯科健康相談の実施 障がいのある方、支援が必要な方への歯科保健活動の実施	市・関係機関
食育推進事業	ライフステージに対応した食育の推進	市・関係機関
自殺予防対策事業	心のゲートキーパー*養成研修の実施 ゲートキーパー研修修了民間団体「ハートスクラムかしわざき」のネットワークの充実	県・市・関係機関



歯の健康展



地区健康教室(食育推進事業)

2 健康を守る基盤を堅持する

現況と課題

まちづくり市民アンケートの結果によると、「医療機関や医療体制の充実」の重要度が最も高い一方で満足度は低く、また、市が目指す将来のまちの姿としてのイメージは、「医療が充実したまち」を望む声が一番多い状況にあります。

このように医療に対する期待が大きい一方で、医療に関する情報や相談窓口が十分に知られていないことから、医療・介護ガイドブックを作成し、全戸に配布しました。しかしながら、依然として医療を受ける側と提供する側の認識の隔たりがあるため、市民が医療のことをよく知り、互いに理解することが重要です。

また、患者や利用者の満足度を高めるため、看護の質の向上につながる認定看護師*資格の取得に対する支援を実施していますが、医療機関が実施する接遇やサービスの向上に向けた取組についても支援することが望まれます。

国では、団塊の世代が後期高齢者*となる平成37（2025）年を見据え、誰もが住み慣れた地域で自分らしく最後まで生活できるよう、医療と介護が連携する社会制度改革が進められています。また、県においても、「医療介護総合確保推進法」に基づき、病床の機能分化と連携を進めるため、「地域医療構想」が策定されます。

本市では、柏崎市地域医療連携会議による地域医療を推進するための施策が提言されています。これを踏まえ、具体的な取組を順次、実施していくことが重要です。

医師や看護職員の医療従事者は、他の地方都市と同様に不足している状況にあり、特に小児科、産婦人科医師の不足は深刻な状況であることから、医療体制を維持するため、開業医や病院の勤務医、看護職員を確保することが必要です。また、医療従事者が継続して勤務できる職場環境づくりが求められています。

休日や夜間における急病や事故については、休日・夜間急患センターや病院群輪番制病院*により円滑に対応しており、今後もこうした救急医療体制の維持が重要です。

医療従事者数

（単位：人）

区 分	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
医師数（医療施設従事者）	127	118	116	117	117
看護職員数（病院従事者）	645	637	635	632	653

【資料：新潟県福祉保健年報】

主要施策の 基本方向

(1) 地域医療に関する情報提供とサービスの充実

市民が地域医療のことをよく知り、上手に利用してもらうため、医療・介護ガイドブックによる啓発活動を継続するとともに、地域医療や医療機関に関する情報を市民に分かりやすく提供します。

また、医療に対する患者や利用者の満足度を高めるため、接遇や医療サービスの向上に対する支援に取り組むとともに、病院の外来ボランティアなど、地域医療を守るためのサポーターの育成支援に努めます。

(2) 地域医療体制の確保《健康・元気・いきいき戦略》

医療従事者を確保するため、既存の補助制度を充実するとともに、病院の勤務医や基幹型臨床研修病院の研修医の確保に対する取組を支援します。

また、看護学校卒業生の地元定着や看護職員の職場定着を促進するため、関係機関との協議により、必要な施策を実施します。さらに、市役所内に設置した新潟県ナースセンター相談窓口を通じ、看護職員の再就業や職場環境の改善に関する取組を支援します。

救急医療体制を維持するため、休日・夜間急患センターの運営費、病院群輪番制病院*の運営費や医療機器整備に対する補助を継続するとともに、関係機関との連携を促進します。

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して生活できるよう、在宅医療と在宅介護の連携を図ります。



柏崎総合医療センターの外来ガイドボランティア

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
医療・介護ガイドブックに関する講座等の参加者数（累計）	50 人	500 人
医師数（医療施設従事者）	117 人 （平成 26 年）	117 人 （平成 32 年）
看護職員数（病院従事者）	653 人 （平成 26 年）	686 人 （平成 32 年）

※医師数（医療施設従事者）は、今後の減数を考慮して平成 32 年で 117 人を維持することを目標とする。

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
地域医療推進事業	地域医療に関する啓発活動 地域医療を守るサポーターの育成に対する支援	市・市民・病院
病院看護師等育成支援事業	市内の病院が実施する看護師等への研修に対する支援	市・病院
病院群輪番制病院*運営費補助事業	病院群輪番制病院の運営に対する支援	市・病院群輪番制病院
病院群輪番制病院設備整備補助事業	病院群輪番制病院の設備整備等に対する支援	市・病院群輪番制病院
医師養成修学資金貸与事業	返還免除付き奨学金制度の検討	市
看護師養成修学資金貸与事業	返還免除付き奨学金制度の検討	市
医師確保対策事業	地域の基幹病院の医師や開業医の確保に対する支援	市・医療関係者
看護師就職支援事業	市内の病院及び訪問看護ステーションへ新たに勤務する看護師等の就職に対する支援	市・病院等

第2節 子どもを産み育てやすい『健やかな』環境をつくる

施策の方針

結婚や妊娠、出産のスタイルが多様化している現状を踏まえ、思春期から妊娠、出産、育児に対する望ましい意識の醸成を図ります。また、若い世代が出会いの喜びを感じられるような結婚支援に取り組みます。

母親や父親に対して、妊娠、出産、育児に関する学びの機会の提供に努めるとともに、母子に対する保健指導や予防接種など、子どもの成長に合わせた支援に取り組みます。また、経済的、精神的不安の解消、子どもを持つ喜びを感じる環境づくりなど、社会全体で安心して子どもを産み育てることができる取組を進めます。

働きながら結婚や妊娠、出産ができるよう、ワーク・ライフ・バランス*の推進や幼稚園・保育園、放課後児童クラブ*などの子育てサービスの充実を図ります。

要保護児童*について、子どもの人権を擁護する取組を社会全体で進めます。また、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援など、貧困の連鎖を防止する取組を推進します。

施策の体系

第2節 子どもを産み育てやすい『健やかな』環境をつくる

1 出会いの喜びを感じる環境を整備する

(1) 出会いや結婚への活動支援の充実

2 子どもを持つ喜びが感じられる環境を整備する

(1) 出産や子育てに対する経済的負担の軽減 (2) 相談支援体制の充実

3 安心して子育てができる環境を充実させる

(1) 社会全体で支える子育て環境の充実 (2) 親子の心と体の成長への支援
(3) 要保護児童の支援や子どもの貧困の解消

1 出会いの喜びを感じる環境を整備する

現況と課題

平成22年国勢調査の結果では、本市の25歳から39歳までの婚姻割合は54.9%であり、若い世代の半数近くが未婚者となっています。

こうしたことから本市では、平成22年度から結婚活動応援事業を通じて若い世代に出会いの場を提供してきており、これまでに22組の成婚を確認しています。

日常生活の中で出会いが少ない独身男女に出会いの場を設けることは大切ですが、多様な余暇の過ごし方がある中で、多くの若い世代から関心や興味を持ってもらえるような工夫が求められています。

結婚活動応援事業については、男性登録会員数の増加に伴い、開催回数や参加人数の検討が必要となっており、加えて会員の高齢化も懸案となっています。これまでの事業展開を踏まえ、スポーツや生涯学習なども関連付けた今後の在り方を検討することが必要です。

結婚活動応援事業成婚確認数

(単位：組)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
結婚活動応援事業成婚確認数	0	4	7	6	3

【資料：めぐりあい事業実行委員会】



かしわざきめぐりあい事業

主要施策の 基本方向

(1) 出会いや結婚への活動支援の充実

独身男女の出会いや結婚に対して支援するため、関係機関と協力し、事前セミナーの充実、結婚に関する情報提供、イベント内容の改善などにより、多くの参加を募り、結婚につながる出会いのきっかけづくりに取り組みます。

また、エイジレス講座についても、参加しやすい講座をより多く展開し、活動を通じた自然な出会いの場につながるよう取り組みます。

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 22 年度）	目標値（平成 32 年度）
25 歳から 39 歳までの婚姻割合	54.9%	56.0%

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
結婚活動応援事業	独身男女に対する出会いの場の提供や、結婚活動に関する情報提供、研修会などの実施	市・実行委員会

2 子どもを持つ喜びが感じられる環境を整備する

現況と課題

本市の合計特殊出生率*は、平成26年が1.57であり、国の1.42を上回っているものの、人口減少に歯止めを掛けるまでには至っていない状況です。また、平均所得は、平成17年をピークに減少傾向にあります。

近年、結婚年齢や妊娠・出産年齢は、年々上昇しています。こうした変化や医療技術の進歩に伴い、体外受精を始めとする不妊治療を受ける夫婦は、増加傾向にあります。しかしながら、不妊治療のうち特定不妊治療*費は高額であり、治療を受ける夫婦にとって経済的に大きな負担となっています。

一方で、子どもや妊産婦に対する医療費助成は、全国的にその助成対象が拡大傾向にあります。しかしながら、医療費の増加や医療機関を受診しない世帯との均衡を保てないなどの課題があります。

地域とのつながりが希薄になっていることから、妊産婦及び母親の孤立感や負担感が高まっています。保健師や助産師が中心となり、相談者に寄り添い、信頼関係を築きながら、引き続き妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

保護者の就労形態などの変化により、子育てに関するニーズは多様化しており、妊娠や出産、子育てなどに関して、より専門的な対応が求められるケースも増加しています。このため、既存のネットワークとの連携や複数のネットワークの橋渡しをする形で、関係機関との協働の体制づくりが必要です。

乳児を持つ世帯への訪問実施割合

(単位：％)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
助産師	85.3	87.5	95.7	90.8	97.4
主任児童委員	15.3	49.4	60.1	63.0	73.5

【資料：保健活動のまとめ】

主要施策の 基本方向

(1) 出産や子育てに対する経済的負担の軽減《健康・元気・いきいき戦略》

子どもを安心して産み育てられるよう、妊娠を望む夫婦に対する不妊治療費や未熟児に対する医療費の一部を助成するなど、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、県に対して子どもの医療費助成の拡充を働き掛けます。

妊産婦及び子どもの疾病の早期発見と早期治療を促し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。

(2) 相談支援体制の充実《健康・元気・いきいき戦略》

子育てに関する相談、情報提供、親子の交流の場の提供など、子育て世帯に対する相談体制を充実します。また、妊娠期から子育て期までの親子に寄り添い、切れ目のない支援を行います。

思春期からの母子保健を充実するとともに、子育てをサポートする人材を育成し、地域における子育ての相談体制や情報提供の充実に努めます。また、関係機関との連携による相談支援体制を充実し、複雑化・多様化する子育てに関する問題に対応します。

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 26 年）	目標値（平成 32 年）
合計特殊出生率*	1.57	1.57 以上

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
妊産婦及び子どもの医療費助成事業	妊産婦及び中学校卒業までの子どもに対する医療費の助成	市
不妊治療助成事業	妊娠を望む夫婦に対する特定不妊治療*（体外受精・顕微授精）費の助成	市
未熟児養育事業	入院養育を必要とする未熟児等に対する医療費の助成	市
利用者支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する情報提供や助言等の実施	市
家庭児童相談室事業	家庭における児童の養育環境等を高めるための相談・助言等による支援	市
母子訪問指導事業	助産師及び主任児童委員の出産後の家庭訪問による母子に必要な保健指導や子育てに関する情報提供	市

3 安心して子育てができる環境を充実させる

現況と課題

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域や関係機関と協力しながら、教育・保育の質の充実、各種サービスの量的確保・拡大に取り組んでいます。しかしながら、核家族化や家庭、地域の関係の希薄化の進行などから、子育てに対する不安感や負担感が増加しており、社会全体で子育てを支援することが必要です。特に、子育て世帯が仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めるためには、企業や事業者等の理解と行政や地域からの働き掛けが重要です。

また、安心して子どもを産み育てることができると子育て環境の実現には、思春期からの豊かな母性、父性を育むことが大切です。さらに、思春期から妊娠、出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援と、親と子の健康づくりが重要なことから、関係機関が連携を強化し、地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、支援することが必要です。

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

本市の生活保護受給世帯の子どもの高校進学率は低くないものの、日常生活習慣や学習習慣に対する意識などの問題から高校中退につながってしまうことが懸念されます。このため、生活困窮世帯等に対する貧困の連鎖を防止する取組が必要です。

また、関係機関による情報共有や支援者の資質向上を進めながら、要保護児童*等の発生予防や適切な保護に取り組んでいます。しかしながら、要保護児童等に関する相談件数は増加傾向にあり、その内容は複雑化・深刻化していることから、関係機関との連携による長期的な支援が必要です。

父母の子育てに対する不安感や負担感が児童虐待に至るケースが多く見受けられることから、父母の育児に対する心身の負担を軽減するため、地域と一体となった支援体制の構築が必要です。

要保護児童等に関する相談

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
相談人数	192	195	219	212	236

【資料：子育て支援センター】

主要施策の 基本方向

(1) 社会全体で支える子育て環境の充実《健康・元気・いきいき戦略》

子育ての不安感や負担感を軽減するため、地域子育て支援拠点事業（子育て支援室）を始め、地域における子育て支援事業を充実します。

また、子育て世帯の仕事や家事と、育児・子育ての両立を支援するため、幼稚園・保育園が行うサービスの質の向上と量の確保、就学児の放課後や学校休業日における健全育成を充実します。

さらに、ワーク・ライフ・バランス*を推進するため、仕事と家庭生活等が両立できる職場環境の整備に積極的な企業や事業者等の増加に努めます。

(2) 親子の心と体の成長への支援

思春期の子どもたちが自分の命や体を大切にする意識を持ち、男女が互いに協力して家庭を築くことの重要性に気付くことができるよう、関係機関と連携して指導を進めます。

母親や父親に対しては、出産や育児について学ぶ機会の提供を充実します。また、母子の健康診査など、子どもの成長に合わせた支援を行うとともに、発達の遅れに心配のある子どもに対する早期療育の充実を図り、関係機関と連携した切れ目のない支援を行います。

(3) 要保護児童の支援や子どもの貧困の解消

地域、幼稚園・保育園、学校などの関係機関と連携し、身体的・精神的な暴力、放置、不当な取扱いなどからの適切な保護及び支援の取組を社会全体で進めます。

また、父母を支援する講座や子育て相談体制を充実し、保護者の子育てに対する不安感や負担感の軽減を図ります。

貧困の連鎖を防止するため、関係機関が連携した包括的な支援体制を整備し、生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習支援を行い、進学や就職により自立を目指す子どもたちを支援します。



子育て支援室

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
地域における子育て支援拠点施設数	18 か所	20 か所以上

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
放課後児童健全育成事業	放課後や学校休業日における適切で安全な遊びや生活の場の提供	市
ファミリーサポートセンター事業	子どもの預かり等、援助活動に対する依頼会員と提供会員相互の調整及び子育て支援に関する情報提供	市
地域子育て支援拠点事業	未就園児とその保護者が身近な地域で安心して自由に過ごすことのできる場の提供	市
子育て短期支援事業	緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を実施	市
早期療育事業	心身の発達に特別な配慮が必要な就学前の児童に対する早期発見と早期支援の実施	市
母子健康診査事業	妊婦健診費用の助成 乳幼児健診の実施	市
予防接種事業	四種混合ワクチンや Hib ワクチンなど、予防接種法に基づく定期予防接種の実施	市
子どもの虐待防止事業	柏崎市要保護児童*対策地域協議会における情報交換、支援体制の充実	市・地域・関係機関
生活困窮者*自立支援事業	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援及び保護者に対する相談支援	市・社会福祉協議会

第3節 誰もが安心できる『健やかな』暮らしをつくる

施策の方針

高齢者や障がいのある人を始め、誰もが住み慣れた地域において、安全で安心して暮らし続けることができるよう、地域の課題やニーズに対応した人材を育成するとともに、NPO*やボランティアなど、支え合いのまちづくりへの参加に向けた市民意識の醸成に努めます。

また、福祉分野だけでなく、保健、雇用、教育分野などとの連携を強化し、生活困窮世帯等の自立を促します。

高齢者がくらしのサポーター*等、地域における生活支援の担い手となるような仕組みづくりを促進することにより、自らの介護予防につなげるとともに、地域の支え手としての活動を支援します。

また、在宅医療と在宅介護の連携や地域包括支援センターの機能を強化し、介護を支える人材の確保や育成に努めるなど、在宅生活を支える体制づくりに取り組みます。

さらに、障がいのある人が地域社会で個性や能力を発揮しながら、いきいきと生活を送ることができるよう、障がいに対する理解の促進に取り組むとともに、日常生活や社会活動への支援を充実します。

施策の体系

第3節 誰もが安心できる『健やかな』暮らしをつくる

1 支え合いの地域づくりを進める

- (1) 地域福祉活動への理解の促進 (2) 生活困窮世帯等への自立の促進

2 高齢者が安心して暮らせる環境を充実させる

- (1) 在宅生活を支える体制づくりの推進 (2) 介護予防・認知症施策の充実
(3) 介護人材の確保・育成

3 障がいがあっても、自分らしく暮らせる環境を充実させる

- (1) 障がいに対する理解促進と差別の解消
(2) 日常生活や社会活動への支援の充実

1 支え合いの地域づくりを進める

現況と課題

本市の高齢化率は国や県を上回っており、また、ライフスタイルや個々の価値観の多様化により、人と人、家庭や地域とのつながりが希薄になっていることから、様々な地域福祉課題が顕在化しています。

このような地域福祉課題に対しては、町内会、子ども会、老人クラブ、PTAなどによる地域に根差した活動やNPO*、ボランティアなどの民間団体による社会貢献活動が展開されています。しかしながら、こうした地域活動やボランティア活動に対しては、特に20代から50代までの参加が少ないことから、多様な人材の参加が望まれています。

柏崎市社会福祉協議会では、ボランティア養成を始めとするボランティアセンターとしての機能を果たすとともに、高齢者や障がいのある人が安心して暮らすことができる各種サービスの提供を通じて地域福祉活動の推進に取り組んでいます。

また、民生・児童委員は、地域住民の相談や必要な支援、地域の子どもたちの見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談支援などを行っています。

いずれの活動も地域福祉の重要な支えとなっていることから、これらの活動に対する認知度を高めながら、地域で支え合い、助け合うことができる多様な人材の参加と育成、組織化に対する支援や活動に対する理解促進に取り組むことが必要です。

生活困窮者*が生活保護に至らないよう、生活困窮者自立支援事業として、自立相談支援や家計相談支援、就労準備支援に取り組み、経済的自立を支援しています。しかしながら、年金・医療・介護保険制度の改正や少子高齢化・核家族化の進行などにより、家庭環境の複雑化・多様化が進み、経済的な問題だけでなく、複合的な課題を抱える生活困窮者の増加が予想されます。

生活保護の廃止

(単位：世帯)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
生活保護を廃止した世帯数	64	82	70	81	76

【資料：柏崎の社会福祉】

主要施策の 基本方向

(1) 地域福祉活動への理解の促進

地域福祉活動の中核的組織である柏崎市社会福祉協議会と連携し、地域の課題やニーズに対応した人材の育成を進めます。

また、人を思いやり、互いに支え合い、助け合うまちの実現を目指し、「第三次柏崎市地域福祉計画」を推進します。この計画の推進を通じて全ての市民が地域社会の構成員としての役割と責任に対する自覚を促すとともに、ボランティアを始めとする地域福祉活動に対する理解を促進し、市民の参加意識の高揚に努めます。

(2) 生活困窮世帯等への自立の促進

保健、雇用、教育、金融、住宅、産業などの分野と連携し、要支援者のニーズに応じた訪問相談の実施を始め、早期相談と継続的支援のための体制を強化します。

また、複合的な課題を抱え、各種社会保障制度の狭間にいる世帯を支援するため、家計相談支援と就労準備支援事業を充実するとともに、就労や学習支援を始め、生活困窮者*の自立促進に必要な事業を推進し、自立相談と一体となった支援体制を構築します。

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
ふれあいサロン*数	107 か所	107 か所
生活保護から自立した世帯数	76 世帯	80 世帯

※ふれあいサロン数は、今後の減数を考慮して平成 33 年度で 107 か所を維持することを目標とする。

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
社会福祉協議会支援事業	社会福祉協議会の運営基盤強化、地域福祉の推進、ボランティアセンターの運営に対する支援	市・社会福祉協議会
生活困窮者自立支援事業	自立や家計に関する相談支援、就労のための準備支援、子どもの学習支援	市・社会福祉協議会
被保護者就労支援事業	生活保護受給者の自立促進に向けた就労意欲の喚起支援 ハローワークと連携した就労支援	市・ハローワーク

2 高齢者が安心して暮らせる環境を充実させる

現況と課題

高齢化が進行し、家庭の介護力が低下している中、医療や介護が必要となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援・福祉サービスの構成要素が包括的にサービス提供される地域包括ケアシステム*の推進が必要です。

本市では、地域包括ケアシステム構築の基点として、地域包括支援センターが地域ケア会議*を開催し、地域課題や自立支援の視点で検討を行っていますが、地域特性に配慮したシステムづくりに努めることが重要です。

本市の要介護（要支援）認定者は、軽度・中度を中心に増加傾向にあります。要支援者は、転倒骨折等の運動機能の低下によるものが多く、また、要介護者は、脳梗塞等の脳血管疾患が最も多い状況にあり、要介護認定者の6割に認知症状があります。

介護予防の推進に当たっては、高齢者自身の介護予防に対する意識や関心を高め、積極的に介護予防活動に取り組むことが重要です。このため、介護予防の普及啓発を担う人材の育成による、支え合いの活動の気運を高めることが求められています。

また、関係機関との連携による在宅医療と在宅介護の切れ目のない支援体制の構築や総合相談窓口の設置、医療依存度が高い在宅高齢者に対する看護・介護体制の整備などに取り組むことが不可欠です。さらに、認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続するため、早期診断・早期対応に向けた支援体制づくりとともに、地域特性に配慮した見守り支援の人材の育成が必要です。

本市では、介護人材確保策として、介護従事者人材確保・育成支援事業や介護職員就職支援事業を実施しています。また、介護の現場においては、採用後2、3年の離職率が高い傾向にあることから、介護スキルの向上やストレスマネジメント*の研修を実施することで雇用の定着に努めています。

今後は、高校生や専門学校生などの若い世代が介護保険制度や介護施設の現状などに対する理解を深め、介護人材として地元に着定するよう支援を行うとともに、次代を担う子どもたちに対して、福祉や介護への関心や興味を高める取組が求められます。

コツコツ貯筋体操*

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
コツコツ貯筋体操延べ参加者数（実人数）	1,983	3,197	3,409	3,677	3,530

【資料：保健活動のまとめ】

主要施策の 基本方向

(1) 在宅生活を支える体制づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して生活できるよう、コミュニティ単位において地域ケア会議*を実施し、高齢者の見守り支援ネットワークの構築や地域特性に配慮した集いの場などの創出に取り組みます。

また、医師会などの関係機関と連携し、在宅の医療・介護連携のための総合相談窓口の運営を目指します。さらに、医療依存度が高い在宅高齢者に対応できるよう、医療・介護サービスの提供体制を構築します。

生活支援サービスの創出のため、地域の支え合いによる見守り体制を充実し、生活支援の担い手を育成します。

(2) 介護予防・認知症施策の充実《健康・元気・いきいき戦略》

高齢者にとって身近な場所で介護予防活動に取り組めるコツコツ貯筋体操*の普及促進や地域住民との協働実施に努めます。また、元気な高齢者が介護予防事業などに参加したり、支援を必要とする高齢者を見守ったりすることにより、高齢者の社会参加を促進します。

また、認知症の方やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた体制を整備するとともに、コミュニティ単位において、地域特性に配慮した見守り支援の人材を育成し、地域住民による見守り支援体制を構築します。

(3) 介護人材の確保・育成

必要な介護人材の確保に向けた取組を進めるとともに、質の高い介護サービスが提供できるよう、事業者連絡会などを通じて介護事業者との連携を図ります。

また、次代を担う子どもたちが学童期から福祉や介護の仕事に触れ、興味や関心が高まるよう、官民一体となって体験教室を実施します。

さらに、市内の高校と連携して、若い世代の介護分野への就業につながる情報を提供するとともに、採用後のスキルアップ研修等による人材の育成を支援します。



地域ケア会議

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
コツコツ貯筋体操*参加者数（実人数）	3,530 人	3,780 人
くらしのサポーター*講座受講者数	35 人	110 人
認知症サポーター*養成講座受講者数	7,335 人	9,135 人

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
介護基盤整備事業	地域密着型サービス施設の整備に対する支援	市・事業者
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置 くらしのサポーターなど、生活支援の担い手の発掘・育成	市・事業者
認知症総合支援事業	認知症の方やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームの配置及び早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築 コミュニティセンターにおける認知症研修の実施及び見守り等、顔なじみの支援体制の構築	市・コミュニティセンター
介護従事者人材確保・育成支援事業	介護職員初任者研修の受講に対する支援	市・事業者
介護職員就職支援事業	市内の介護施設へ新たに勤務する有資格者（新卒者・離職者）の就職に対する支援	市



コツコツ貯筋体操



くらしのサポーター講座

3 障がいがあっても、自分らしく暮らせる環境を充実させる

現況と課題

本市の障害者手帳所持者は増加傾向にあり、総人口の約5.4%が手帳を所持しています。また、障がいのある人や特別な支援が必要な子どもに対する障害福祉サービスなどの利用者は、障害者手帳所持者と同様に増加傾向にあります。

障がいのある人や特別な支援が必要な子どもを取り巻く環境とニーズの変化に対応した生活全般に関する施策を推進するため、「第四次柏崎市障害者計画」を策定しました。

この計画では、「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人が日常生活や社会生活の中で、障がいがあることによって受ける制限などの社会的障壁の除去に向けた合理的な配慮の取組を行っています。引き続き、障がいのある人への理解促進と差別のない共生社会の実現に取り組むことが必要です。

障がいのある人の自立した日常生活を支援するため、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスを提供しています。また、特別な支援が必要な子どもに対しては、「児童福祉法」に基づく通所支援サービスにより、療育支援を提供しています。

引き続き、地域社会における生活支援を充実するため、福祉的就労先の確保や福祉的就労から一般就労へつなげるための支援が必要です。また、入院や入所から地域生活への移行支援と住まいの場の確保も求められています。

障害者手帳

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
障害者手帳所持者数 (身体・知的・精神)	4,622	4,711	4,640	4,736	4,743

【資料：柏崎の社会福祉】



みんな、いっしょに！アルフォーレマルシェ

主要施策の 基本方向

(1) 障がいに対する理解促進と差別の解消

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して快適に暮らせるよう、公共交通及び公共施設等のバリアフリー*化を推進します。また、点字・手話通訳など、障がい特性に応じた情報提供の充実を図ります。さらに、障がいの有無にかかわらず、一緒に参加できる研修・イベントなどを実施し、障がいや障がいのある人に対する理解の促進に努めます。

障がいのある人もない人も、全ての市民がお互いを理解、尊重し、助け合いながら、差別のない共生社会を実現するため、障がいを理由とした差別の解消を推進します。また、障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守るための成年後見制度*について、普及啓発に努めます。

(2) 日常生活や社会活動への支援の充実

障がいのある人やその家族が日常生活で抱える諸問題を地域で気軽に相談でき、適切な助言を受けられる相談支援体制を充実します。このため、総合的な相談に対応できる相談支援専門員の人員の確保と人材の育成を進めます。

また、就労継続支援事業などの日中活動系サービスやグループホーム*などの居住系サービスの充実を図り、障がいのある人の地域生活を支援します。

施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
障がいや障がいのある人に対する障がい理解のため、市が支援する研修、地域交流活動及びイベントの回数	14 回	18 回
就労継続支援 B 型事業*利用者	179 人	184 人

主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
成年後見制度利用支援事業	知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方への成年後見制度による支援	市・社会福祉協議会
レクリエーション活動等支援事業	障がいのある人への体力づくりや社会参加活動に対する支援	市・障がい者団体
地域活動支援センター事業	I 型（地域生活支援センター事業）、II 型（障害者デイサービス事業）、III 型（小規模作業所）の実施	市・事業者
相談支援事業	障がいのある人やその家族からの相談に応じた必要な情報提供や助言などの実施	市・事業者



地域の畑の名人を招いての生活科の授業(大洲小学校)